

監査報告書

2011年4月27日

社団法人日本ペンクラブ
会長 阿刀田 高 殿

社団法人 日本ペンクラブ
監 事 倉橋 羊村
同 篠 弘

私たち監事は、平成23年4月16日から25日にわたり、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における業務及び会計の監査を実施した。

主に以下の内容について、実地監査及び書面監査の方法により実施した。

- 1) 業務執行が適正に行われているか。
- 2) 予算執行が適正に行われているか。
 - (1) 予算及び支出事務
 - (2) 契約事務
 - (3) 収入事務
 - (4) 現金出納事務

以上のとおり監査したことを報告する。

1. 監査を終えての指導・意見

事業計画の大幅な変更及び予算の超過がある。

理事は法令、定款及び総会の決議を遵守し職務を遂行することを要する。総会決議後の事業計画の大幅な変更や予算超過が見込まれることが判明した場合、会長は速やかに理事会の決議を経て、臨時総会において会員へ説明をし決議すること。

また、法人が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、組織的な経営体制（意思決定）、管理体制を確立し、内部牽制が有効に機能する業務管理体制を早急に構築し実行すること。

2. これからの事務処理についての提言

- ① 業務報告及び精算業務は正確かつ迅速に処理するべきであり、事前準備業務を含めて、直ちに予算（業務）執行方法を改善し、適切な把握・管理を実施すること。
- ② 予算（業務）執行にあたり、理事会及び稟議書にてその責任の所在を明らかにすること。
- ③ 重要な文書は正確かつ迅速に処理し常に整理すること。業務資料の配布や伝達事項は

速やかに行なうこと。

- ④ 内部統制の欠如は、不正及び誤りを発生させる可能性を高め、財務諸表に重要な虚偽記載を生じさせる危険性がある。業務分掌と合わせて見直しをし適正に運用すること。
- ⑤ 全ての取引について適切に計上できるよう、法令等は基より、社会通念、既存の会計処理規程等の諸規程を遵守すること。

事業規模が大きくなるとともに、煩雑な組織の管理をいかに合理的な仕組みで対応するか事前に検討すべきであったが、結果的に組織の運営・管理が行き届かなかったことは否めない。

これは理事及び監事も含め、進捗状況を把握しきれなかった役員全体が反省すべき点であった。

以 上